

随意契約理由書（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

1 随意契約に至る経緯

本工事は、交差点2箇所に交通監視用カメラを整備する工事であるが、令和元年7月31日に条件付一般競争入札として公告し、令和元年8月29日に開札したものの、入札比較予定価格を上回ったため再入札となった。

このため、令和元年9月3日に再入札の開札をしたが、応札者1者が入札予定価格を上回る応札となり、入札取り止めとなった。

2 随意契約理由

(1) 入札参加者

再入札の際の応札者は1者のみであったため、予定価格を変更することなく再度公告をしたとしても、競争を期待できず不落となる可能性が高い。

(2) 仕様の見直し

次のとおり仕様の見直しはできない。

ア 機能に係る事項

交通監視用カメラとして最低限必要な機能を有しているカメラを整備していることから、機器に係る仕様を変更することができない。

イ 設置強度に係る事項

道路上に設置するものであり、安全性の確保は不可欠であるため、設置強度に係る仕様の変更はできない。

ウ 工事中の安全に係る事項

工事の際の安全確保に係る仕様を緩めることは、工事作業中の危険性を高めることに繋がりがねないため、変更できない。

(3) 整備工事の必要性

本工事については、計画的に交通安全を確保するために必要な機能を備えた交通監視用カメラを整備する工事であり、同カメラの整備を行わなければ、将来的な交通安全の確保に支障を来すおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行うべく見積合わせを実施したが、見積合わせの結果、参加業者3者のうち2者が辞退の意思を表明したため、同施行令167条の2第1項第2号により随意契約するもの。

以上